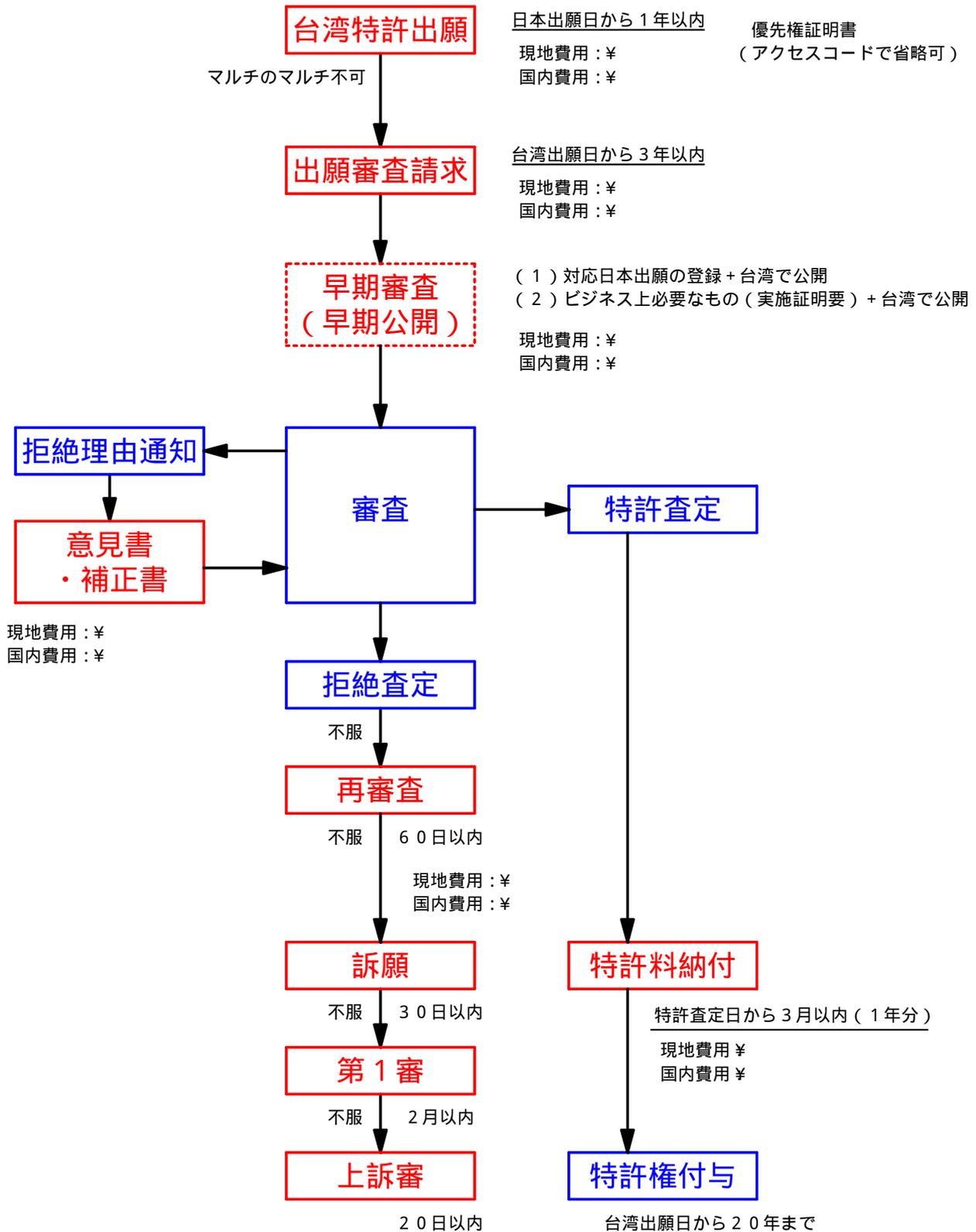


台湾特許手続

平成29(2017)年4月1日現在



(注) 特許権の維持には毎年特許料の納付が必要です。
第2年目以降の特許料は漸次増額します。

青枠：現地特許庁の手続です。

赤枠：出願人の手続です。この手続には国内費用と現地費用の両方が発生します。
なお、費用は改正されることがあります。